

随意契約の理由書一覧 令和8年6月分

契約日	件 名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工 期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
4月8日	大田区立馬込第三小学校校舎 (棟番号①-1)取壊しその他工事 後の敷地における砂埃飛散防止 対策工事	5,931,200	株式会社蔵王建設	令和8年6月30日	5号
6月1日	大田区産業プラザ昇降機設備改 修工事	69,850,000	日東エレベータ製造株 式会社	令和9年10月29日	2号
6月5日	大田区休養村とうふ温泉循環設 備改修工事	10,890,000	鹿島建物総合管理株式 会社	令和9年3月12日	2号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき